

保育所保育士のための児童虐待防止活動に関する チェックリスト方式のワークシートの作成

笠原 正 洋

Developing a Worksheet of Checklist Methods for Nursery Teachers in Day Care Centers Concerning Child Abuse Prevention Activities

Masahiro Kasahara

問題と目的

保育所や保育園(保育所と表記, 以降同じ)は, 児童虐待を受けたと思われる子供の発見や通告, そして関係機関と協働しながら保育所における親子の安否確認や子供の発達保障, 保護者に対する支援など, 児童虐待防止において極めて多岐にわたる対応に取り組んでいる。そのため現職保育士への研修や保育士を志望する学生の養成教育をより効果のあるものにする研修教育プログラムのコンテンツや教授様式, 評価の在り方を実証的に検討していく必要がある。本研究は, 笠原(2015)が試作した保育所保育士対象の「児童虐待防止に関する対応行動評価尺度」試作版の改訂を行い, それを評価尺度としてだけでなくプログラムのコンテンツとしても利用可能な「チェックリスト方式のワークシート」を作成することを目的とする。

笠原(2015)が報告した「児童虐待防止に関する対応行動評価尺度」は, 笠原・加藤(2010)が試作した「児童虐待防止活動に関する自己効力感尺度」の改訂版である。改訂の観点は, 笠原・加藤(2010)の尺度が保育士の行う児童虐待防止活動のプロセス全体を網羅していないとして, 児童虐待防止活動のプロセスを明確化したうえで, それぞれのプロセスにおいて保育所や保育士に求められる対応行動を, 「保育所や保育士が児童虐待防止を求められる場面で, 児童虐待の未発見や未通告(通告の回避)の問題を防止し, 児童虐待の発見, 通告および子どもや家族へのケアにかかわる行動」と再定義し, それらを包括的に把握し, 評価するための尺度を作成するというものだった。その結果, 14項目の尺度項目を36項目に増やして尺度作成を行い, 適合度指標を検討し, 保育者効力感尺度(斎藤, 2000)やバーンアウト尺度(久保・田尾, 1994), 回答者本人の通告率(King, Reece, Bendel, & Patel, 1998), そして場面想定法による虐待の認識や通告意図などの評定(笠原, 2009)などとの関連から妥当性の

検証を行った。

しかし, この対応行動評価尺度にも三つの問題が残されている。一つは, 子供や親へのケアを保育所で行っていく場合に, 通告先機関(市町村の児童虐待相談対応に関係する部署や児童相談所などを関係機関, その職員らを指すときは関係者と表記する)との協働, すなわち専門職連携実践が求められるが, そこにおいて保育士に求められる対応行動を評価する項目が欠落している点である。保育所は, 児童虐待の疑われる子供を通告し, その後, その子供が在宅養育支援となったならば, 子供の安否確認や発達保障, 家族の急変への対応など関係機関との連携を保つ必要がある。場合によっては, 要保護児童対策地域協議会において関係機関の関係者だけでなく, 地域の支援者やきょうだい児が在籍する学校とも連携して, 支援の計画策定やそれを実行するためのネットワークを広げて対応することもある。このような点において, 保育士らに求められる対応行動の項目化がなされていないかった。

二つ目の問題は, この尺度が対応行動の評価のみを取り上げている点である。児童虐待防止において保育士に求められる行動を遂行するためには, 最低限理解していなければならない知識がある。例えば, 通告という行動については, 保育者らに通告後の親からの強圧的な対応を迫られるという予期不安や関係機関・関係者らが親身になって対応してくれるかという専門性不安があり, 通告への不安を高めてしまう。しかし, 保育士としての勤務経験を有し福祉行政の職務経験を持つ保育士15名を対象にした面接調査(笠原, 2011b)において, 面接協力者全員は通告により多くの関係機関が関わり支援が多面的になることを実感したため児童虐待の通告への抵抗感が減少したと回答していた。つまり, 保育所勤務時代には通告に躊躇することがあったが, 地域保健の保健師, 生活保護担当者, 家庭児童相談室の相談員など市町村の関係部署内の支援だけでなく児童相談所の児童福祉司との

協働体制を体験的に理解できたことが通告の抵抗感を薄れさせたという。このことから、保育所の児童虐待防止上の役割、関係機関の支援の流れ、通告の意義を理解していることが、虐待防止の対応行動の基盤となることが十分に予想される。そのため尺度項目に対応行動だけではなく、なぜその行動が重要なのかその意義を喚起する理論的知識(Engeströme, 2010)も項目として取り上げる必要がある。

三つ目の問題は、対応行動尺度の中に、保育所内の組織内連携と保育所が関係機関との連携を行う専門職連携とが混在している点である。保育士らは、児童虐待を受けたと思われる子供を発見したならば、保育所内でその情報を報告・共有し、保育所から通告を行うためにも、保育所内でのコミュニケーションを円滑に行い組織・保育士個人としての役割を果たさなければならない。しかし、保護者からのクレームなどの通告後のトラブルを恐れて管理者が通告を回避しがちな時もあるため、保育士には保育所の管理職と協議したり、管理者が通告を回避する場合は、子供の命と心を守るために保育士個人が通告を行ったりするという対応も求められる。本論文ではこれを保育所の組織内連携と表現する。そして、関係機関へ通告を行い、保育所の支援と関係機関・関係者とが行う支援の役割分担や責任分担のもとに対応を行うことが求められ、本論文ではこれを専門職連携と表現する。これらを分離して尺度を構成し、これにもとづいて組織内連携と専門職連携を保育者らにわかりやすく可視化する道具を作成すれば、保育士らが虐待防止の全体像を把握しやすくなり、通告や関係機関との協働の不安が減少し児童虐待防止の実効性が向上すると予想される。

本研究の目的は、「児童虐待防止に関する対応行動評価尺度」(笠原, 2015)に関する以上の問題点を改善し、新たに保育所の「組織内連携と専門職連携に関する保育者用児童虐待防止活動評価尺度」を構成し、その因子的妥当性を確認することである。そして、その結果に基づいて、保育者の児童虐待防止活動を可視化し、その知識や対応行動を自己チェックできる教材を開発する。

方法

1. 調査対象

福岡・大分・佐賀・熊本・長崎・山口の6県すべての保育所(園)リストを作成し、その中から無作為に200箇所の保育所を抽出し、1保育所当たり5名の調査票を配布した。1,000名の調査対象者から、466名の回答が得られた。その中で欠損値のない463名の回答を分析対象とした。463名全体での平均経験年数は13年6か月、性別については男性10名、女性448名、無回答5名だった。

雇用形態については、正規職員433名、常勤保育士23名、無回答1名だった。さらに勤務する保育所の設置主体については、公立保育所51名、社会福祉法人391名、社団法人・事業団4名、企業・病院11名、その他4名、無回答2名だった。その他の内訳は個人設立の保育所が3名、無回答1名だった。なお、463名の年齢区分ごとの人数(保育士としての経験年数の平均)も求めた。その内訳は、25歳以下が75名(4年1か月)、26歳以上29歳未満が96名(7年4か月)、30歳以上39歳未満が156名(14年1か月)、40歳以上が136名(22年8か月)だった。今回の調査対象は、民間の社会福祉法人の保育所に勤務する正規職員で経験年数が約13年の各保育所における中堅にあたる保育士が多いという特徴がある。

2. 項目についての検討

(1) 保育所の組織内連携に関する項目

表1は笠原(2015)で作成した尺度項目と本論文で新たに作成し検討する尺度項目の対照表である。この表中の○囲みをした項目番号が組織内連携の尺度項目を意味している。「組織内報告」「管理者との協議」「個人の意思決定による通告行動」「保育所の体制整備」については笠原(2015)の項目をそのまま利用した。保育所における組織内連携を評価する項目はこれらの18項目である。

(2) 専門職連携に関する項目

専門職連携実践に関する尺度項目を作成するにあたり、「児童虐待防止における保育所の役割の理解」「関係機関の理解」「虐待の発見」「通告の意義の理解」「子どものケア」「親への支援」「関係機関との協働」という因子を事前に想定した。

表2に新たに作成した項目を提示する。保育所が専門職連携に不安を感じないためには、保育所の児童虐待防止上の役割と関係機関との専門職連携実践による支援の流れやそれぞれの役割を理解している必要があると想定して尺度項目を作成した。まず、保育所は虐待を発見し通告する場所だけではなく在宅養育支援の一環で保育所入所を依頼されることがある(項目1)。それは項目2にあるように、親子を観察でき事態の急変にも即座に対応できる関わりのある場であるからである。また、保育所が児童虐待防止上の役割を果たすために、各関係機関の役割や支援の流れを知り(項目3)、多職種協働が原則であることを知っていなければならない(項目4)。そして関係機関の関係者として、児童相談所の児童福祉司(項目5)、市町村に籍がある保健師(項目6)、地域の主任児童委員や民生委員児童委員(項目7)、要保護児童対策地域協会(項目8)の役割についても理解している必要がある。さらに、市町村には虐待通告を受け付け各関係機関の調整を図る関係部署だけではなく生活保護を管轄する

課や家庭児童相談室なども相談対応も行っており、事例によってはこのような市区町村の相談資源につなげることが子供と家族の支援になるため、このような知識も備えておく必要がある(項目9)。

一方、保育所が関係機関とつながるためにも保育所からの通告という行動は重要なものである。そのためまず保育所・学校など子供に関わる全ての機関・人に、確証義務はなく通告義務のみが課せられていること(項目15)、児童相談所だけではなく市区町村の福祉事務所も通告先機関になっていること(項目16)という法律を理解していることが保育士に求められる。また通告が在宅養育支援での異変や気づきなどを普段から関係機関と共有することにもつながり(項目17)、通告が関係機関による多様な支援の契機となるという通告の意義(項目18)についても理解しておく必要がある。

さらに関係機関との協働についての項目も新たに作成した。まず、通告すれば保育所としての役割が終わるのではなく関係機関との協働が始まり、子供や家族の急変や異状を速やかに共有し対応を話し合う(項目26)ことやその際に客観的な記録に基づいて連絡・相談すること(項目27)を理解する必要がある。また、支援目標の策定とその遂行のための計画や手段を取り決め、それぞれが役割と責任を分担し対応するための支援計画を策定し実行することが重要である(項目28)。そして、関係機関との連絡・相談にあたって、保育所側の主観的な記録ではなく事実として把握できる客観的な情報を記録すること(項目29)、加えて要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議において他の関係者にも保育所側の取り組みの現状や課題を理解できるよう説明し、他の関係者の取り組みに対しても保育所側としての意見を述べるなど支援の質を評価し改善していくという保育所側の関与が重要であることを示す項目(30)も設けた。

以上の他に、笠原(2015)の尺度項目の見直しも行った。表1の「虐待の発見」に関して、行動として評価が難しい項目、すなわち笠原(2015)の項目1から項目4を削除し、発見するための基本的な態度として重要な生活背景を想像すること(項目13)と虐待が疑われた兆候を記録に留めること(項目14)を付加した。また、「子どものケア」に関して、保育所における子供の発達保障のためにも個別の支援計画を策定し実行することを示す項目22を付加した。そして、「親への支援」の笠原(2015)の項目33について、児童委員や保健師と連携して家庭養育のサポートを行うという趣旨の項目内容は、保育士が家庭訪問をして養育をサポートするという誤解をもたらす可能性があり、たとえ保育士が何らかの形で家庭養育のサポートを行うことがあったとしても、それは関係機関あるいは要保護児童対策地域協議会での個別ケース検討会

議における支援計画に基づいて行われるため、本研究で新たに作成した項目28と同義であると考え削除した。さらに、笠原(2015)において尺度構成した「通告行動」については、通告が保育所の管理者(保育所長)や各保育所の児童虐待防止責任者(副所長や主任保育士)によって行われる現実を考慮してすべて削除した。

以上より、組織内連携に関する項目を18項目、専門職連携に関する項目を30項目作成し、すべて5件法で回答を求めた。回答を求める際の具体的教示は、「保育所において虐待を受けている(疑いも含む)子どもや不適切な養育の兆候がある子どもやその親への対応において保育士に求められる技量(知識や技術)を整理したものです。以下の項目内容は、どれくらい『あなたにあてはまる』と思いますか。『評定の仕方』にしたがって、『1=ほとんどあてはまらない』～『5=かなりあてはまる』の中から、あてはまる数字に○をつけてください。なお、質問項目の意味が、『何を意味しているのかよくわからない』という場合には、『1』に○をつけてください。」というものである。なお、組織内連携に関する尺度の項目8から項目15については、「あなたが勤務している保育所で、仮に、虐待を受けたと思われる子どもが発見され管理者に報告されましたが、管理者は虐待ではないと判断し、何の対応も行わなかったとします。子どもや親の状態はあいかわらず続いています。そのようなとき、以下のような項目内容はあなたの考える態度や行動にどれくらいあてはまりますか」という教示によって回答を求めた。これらの教示文に続いて、評定の仕方として数直線上の評定図式による回答例を付して回答を求めた。なお、通告への抵抗感として、「虐待の疑われる子どもや不適切な養育の兆候を示す子どもがいた場合、市町村や児童相談所の通告先機関に通告することに心理的な抵抗感がある」という問いに対しても、5件法による回答を求めた。

3. 調査実施時期：2012年1月から2月にかけて郵送法による調査を実施した。

結果と考察

1. 組織内連携に関する探索的因子分析

保育所の組織内連携に関する尺度項目18に対して探索的因子分析を実施した。因子の抽出は重みづけのない最小二乗法を用い、回転はプロマックス回転とした。因子負荷量が.40未満の項目を削除しながら分析を行った。初期固有値およびスクリー・プロットから4因子が妥当であると判断した。その結果を表3に提示する。

第1因子は、保育所の組織内の報告や連絡、相談に関

表 1. 児童虐待防止に関する対応活動評価尺度(笠原, 2015)の尺度項目と本論文での尺度項目の対照表

笠原 (2015)	本論文	虐待の発見
1	-	子どものからだ、行動や情緒面にあらわれた変化(症状や特徴)に気づく。
2	-	子どものからだに外傷を見つけたとき、虐待によってできた外傷とそうでない外傷とを区別する。
3	-	虐待を受けたと思われる子どもを発見する。
4	-	親による子どもへの虐待行為としつけの行為とを区別する。
5	10	子どもに不審な傷やアザを発見した場合、その場ですぐに傷やアザのことを親に尋ねる。
6	11	親が子どもの状態(からだの外傷、行動や情緒面の変化)を説明しているとき、矛盾するところがないか気をつけて聴きとる。
7	12	虐待を受けたと思われる子ども本人に、何があったのかを聴きとる。
-	13	児童虐待や不適切な養育の兆候がみられる親や子どもには、どのような生活背景があるのかを想像する。
-	14	子どもに不審な傷やアザを発見した場合には、日付、時間や部位、親の説明などを記録する。
笠原 (2015)	本論文	組織内報告
8	①	虐待を受けたと思われる子どもに気づいたとき、躊躇(ちゅうちょ)せず、同僚らに報告・相談する。
9	②	虐待を受けたと思われる子どもに気づいたとき、たとえ同僚がその疑いを否定したとしても、躊躇せず、直接、管理者に報告・相談する。
10	③	虐待を受けたと思われる子どもがいた場合、虐待かどうかの証拠を確認できなくても、必ず管理者に報告・相談する。
11	④	同僚が、虐待を受けたと思われる子どものことであなたに相談に来たとき、どんなに忙しくても相談に応じる。
12	⑤	同僚が、虐待を受けたと思われる子どものことであなたに相談に来たとき、あなたが子どもを観察して意見を述べてあげる。
13	⑥	同僚が、虐待を受けたと思われる子どもを管理者へ報告するのをためらっているとき、管理者へ報告したほうがよいと助言する。
14	⑦	虐待を受けたと思われる子どもに気づいたとき、朝礼や職員会議(ケース会議)などで保育所全体にその情報を報告・連絡する。
笠原 (2015)	本論文	通告行動
23	-	管理者から「あなたが通告しなさい」と言われたら、通告する。
24	-	あなたが直接、通告先機関に通告・連絡をする時、その連絡先や電話番号を調べる。
25	-	あなたが直接、通告先機関に通告・連絡をする時、あらかじめ相手に伝えるべき情報を集めておく。
26	-	あなたが直接、通告先機関に通告・連絡をする時、相手からの問い合わせにうまく応答したり、説明したりする。
笠原 (2015)	本論文	管理者との協議
15	⑧	管理者に通告してもらおうよう、あきらめないで願う、依頼する。
16	⑨	他の保育士にも相談して、通告した方がよいというように保育士の意見をまとめる。
17	⑩	他の保育士も自分と同じような考えであることを管理者に伝えて、通告してもらおうよう願う。
18	⑪	他の同僚がたとえ虐待ではないと判断しても、自分の判断を信じて、管理者に通告してもらおうよう願う。
19	⑫	管理者に、保育所に来たことがある専門家(園の嘱託医や巡回相談員)へ連絡してもらおうよう願う。
笠原 (2015)	本論文	個人の意思決定による通告行動
20	⑬	管理者に何度依頼しても対応しないならば、自分から直接、通告先機関へ通告する。
21	⑭	管理者が対応しないならば、他の同僚からの同意が得られなくても、自分から直接、通告先機関へ通告する。
22	⑮	管理者に何度依頼しても対応してもらえないならば、保育所に来たことがある専門家(園医や巡回相談員)へ自分から連絡する。
笠原 (2015)	本論文	子どものケア
27	19	見守りをしている子どもに、保育場面で安心して生活できるように環境(物的、人的)を構成する。
28	20	見守りをしている子どもに、保育を通して基本的な生活習慣(身辺自立、食事、遊び)を身につけるよう指導する。
29	21	見守りをしている子どもで、特に衝動的な行動を示している子どもを保育を通して支援する。
-	22	見守りをしている子どもの状況に応じた保育を実施するために個別の計画を作成するなど適切な対応を図る。
笠原 (2015)	本論文	親への支援
30	23	見守りをしている親が、悩みを相談した時に、じっくり話を聴いて対応する。
31	24	見守りをしている親に対して、基本的な生活面(離乳食、洗濯、清潔保持など)での支援・指導を行う。
32	25	見守りをしている親に対して、毎日、登園できるように何らかの働きかけや支援を行う。
33	-	保育場面において、児童委員(民生委員児童委員や主任児童委員)や保健師と連携して家庭養育のサポートを行う。
笠原 (2015)	本論文	保育所の体制整備
34	⑯	保育所において、虐待の疑われる子どもを発見する取り組みや体制をよりよいものにするために、積極的に体制作りにかかわり推進していく。
35	⑰	保育所から虐待の疑われる子どもを通告する体制をさらによりよいものにするために、積極的に体制作りにかかわり推進していく。
36	⑱	保育所全体で虐待をうけた子どもやその親を見守り支援していく取り組みや体制をよりよいものにするために、積極的に体制作りにかかわり推進していく。

注 笠原(2015)の欄は笠原(2015)における項目番号であり、改訂項目の欄は今回の調査での項目番号を指す。

- : 該当する項目がないことを示す。

①~⑱は「組織内連携」に関する対応評価項目を指し、1~30は「専門職連携」に関する対応評価・知識評価項目を指す。

表 2. 専門職連携に関する新規作成項目

No.	項目内容
1	虐待や不適切な養育の兆候がある子どもの安否確認や育ちを大切にするため保育所に入所を依頼されることがあることを知っている。
2	虐待などで支援が必要な子どもや親を毎日、観察することができ、かかわりをもつことができる大切な場が保育所であることを理解している。
3	児童虐待防止における各関係機関の役割や支援の流れを知っている。
4	保育所における児童虐待防止は、「多職種の関係者が協働して対応することが原則であること」を理解している。
5	児童虐待防止において、児童相談所の児童福祉司がどのような役割を果たしているかを知っている。
6	児童虐待防止において、市区町村の関係部署にいる保健師がどのような役割を果たしているかを知っている。
7	児童虐待防止において、主任児童委員や民生委員児童委員が、どのような役割を果たしているかを知っている。
8	児童虐待防止において、要保護児童対策地域協議会(要対協)がどのような役割を果たしているかを知っている。
9	保育所にいる子どもの親から深刻な相談(生活苦、多重債務、DVなど)を受けた場合、どういう関係機関を紹介したらよいかを知っている。
15	保育所から通告する場合、虐待であるかを確認・判断する義務はなく、速やかに通告する義務があることを知っている。
16	児童虐待を発見した場合に通告する機関のひとつに、市区町村の担当窓口(子育て支援課、子ども健康課など)があることを知っている。
17	親や子どもに関する情報をいろいろな関係機関と共有するためにも、市区町村の担当窓口(子育て支援課、子ども健康課など)に通告したほうがよいことを知っている。
18	市区町村の担当窓口や児童相談所への通告は、関係機関・関係者による「支援の始まり」であることを理解している。
26	見守りをしている親や子どもに、何か変わった様子があれば、その都度、市区町村の担当に連絡・相談する。
27	見守りをしている親や子どもに、何か変わった様子があれば、客観的な記録に基づいて市区町村の担当に(再)連絡・相談する。
28	関係機関や要保護児童対策地域協議会と支援計画を取り決め、それに基づいて、園での子ども・家族支援を行う。
29	見守りをしている子どもや親の状態を、関係機関の人にも把握できるように記録する。
30	要保護児童対策地域協議会に、保育所としての立場から参加を求められた場合、子どもや親の状況を説明したり、意見を述べる。

表 3. 保育所の組織内連携の評価尺度項目の探索的因子分析結果

No.	項目内容	F 1	F 2	F 3	F 4
因子 1：報告と協議 ($\alpha = .89$)					
4	同僚が、虐待を受けたと思われる子どものことであなたに相談に来たとき、どんなに忙しくても相談に応じる。	.846			
1	虐待を受けたと思われる子どもに気づいたとき、躊躇(ちゅうちょ)せず、同僚らに報告・相談する。	.779			
3	虐待を受けたと思われる子どもがいた場合、虐待かどうかの証拠を確認できなくても、必ず管理者に報告・相談する。	.763			
6	同僚が、虐待を受けたと思われる子どもを管理者へ報告するのをためらっているとき、管理者へ報告したほうがよいと助言する。	.738			
5	同僚が、虐待を受けたと思われる子どものことであなたに相談に来たとき、あなたが子どもを観察して意見を述べてあげる。	.712			
2	虐待を受けたと思われる子どもに気づいたとき、たとえ同僚がその疑いを否定したとしても、躊躇せず、直接、管理者に報告・相談する。	.666			
7	虐待を受けたと思われる子どもに気づいたとき、朝礼や職員会議(ケース会議)などで保育所全体にその情報を報告・連絡する。	.652			
因子 2：個人の意思決定による通告 ($\alpha = .95$)					
14	管理者が対応しないならば、他の同僚からの同意が得られなくても、自分から直接、通告先機関へ通告する。	.998			
13	管理者に何度依頼しても対応しないならば、自分から直接、通告先機関へ通告する。	.924			
15	管理者に何度依頼しても対応してもらえないならば、保育所に来たことがある専門家(園医や巡回相談員)へ自分から連絡する。	.920			
因子 3：体制整備 ($\alpha = .95$)					
17	保育所から虐待の疑われる子どもを通告する体制をさらによりよいものにするために、積極的に体制作りにかかわり推進していく。	.962			
18	保育所全体で虐待をうけた子どもやその親を見守り支援していく取り組みや体制をよりよいものにするために、積極的に体制作りにかかわり推進していく。	.927			
16	保育所において、虐待の疑われる子どもを発見する取り組みや体制をよりよいものにするために、積極的に体制作りにかかわり推進していく。	.864			
因子 4：管理者との協議 ($\alpha = .87$)					
8	管理者に通告してもらおう、あきらめないで願う、依頼する。	.989			
9	他の保育士にも相談して、通告した方がよいというように保育士の意見をまとめる。	.745			
11	他の同僚がたとえ虐待ではないと判断しても、自分の判断を信じて、管理者に通告してもらおう願う。	.585			
12	管理者に、保育所に来たことがある専門家(園の嘱託医や巡回相談員)へ連絡してもらおう願う。	.582			
	因子相関行列	F 2	.269		
		F 3	.437	.416	
		F 4	.600	.596	.507

注：因子負荷量が.30未満の数値は表から削除した。

する項目から構成されていたため「報告と協議」因子と命名した。第2因子は、管理者や児童虐待防止の責任者が虐待の通告を回避した時の保育士としてとるべき行動を示す項目から構成されていたため「個人の意思決定による通告」因子と命名した。第3因子は、保育所内の体制整備に積極的にかかわることを意味する項目から構成されているため「体制整備」因子と命名した。さらに第4因子は、管理者や児童虐待防止の責任者が虐待の通告を回避しようとした時に、通告に導くよう管理者らと協議することを意味する項目から構成されていたため「管理者との協議」因子と命名した。 α 係数は第1因子から順に、.89, .95, .95, .87であり、問題はなかった。

2. 専門職連携に関する尺度項目の探索的因子分析結果

専門職連携に関する尺度30項目に対しても組織内連携の尺度と同様に探索的因子分析を行った。初期固有値およびスクリー・プロット、そして因子の解釈可能性から6因子が妥当であると判断した。その結果を表4に提示する。

第1因子は、主任児童委員や民生委員児童委員、要保護児童対策地域協議会、市町村の保健部署の保健師、児童相談所の児童福祉司などの通告先機関や保育所と協働で対応することになる市町村や地域の関係者の役割の理解を問う項目やそれらの役割や支援の流れの理解を問う項目から構成されていた。そのため第1因子を「関係機関・関係者の理解」因子と命名した。第2因子は、事前に別々の因子であると想定していた「関係機関との協働」に関する項目と「親への支援」に関する項目が同一の因子として構成されていた。保育所への送迎場面で親と関わることはあるが保育所が単独で家庭養育支援を行うのは保育所側にとって難しく、親支援を関係機関との協働において行うという態度がそこに反映されたと考えられる。そこで第2因子を「関係機関との協働と親への対応」因子と命名した。第3因子は、保育所での子どもの発達保障にかかわる項目から構成されていたため「子供への対応」因子と命名した。なお笠原(2015)では「子供のケア」という因子名であったが、ケアという用語は世話や看護という意味を持つ。しかし、保育所は保育所保育指針での「養護及び教育を一体的に行うことを特性としている」ため、より情緒の安定と生命の保持、子供の育ちの保証という意味を込めるため対応という言葉に改めた。第4因子は、虐待を発見した時の保育士の対応行動を意味する項目から構成されているため「虐待の発見」因子と命名した。第5因子は、通告が情報共有や支援の始まりを意味することの理解を問う項目や確証義務ではなく通告義務があることや通告先機関の理解を問

う項目から構成されていたため、「通告の意義理解」因子と命名した。第6因子は、児童虐待防止における保育所の役割の理解を問う項目から構成されていたため、「保育所の役割理解」因子と命名した。 α 係数は、第1因子から順に、.92, .90, .89, .80, .82, .72であり問題はないと判断した。

3. 保育士の年齢区分からとれた各尺度の評定平均

各因子を構成する項目の評定平均値を求め、笠原(2015)と同様に、25歳以下($n=75$)、26歳以上29歳以下($n=96$)、30歳以上39歳以下($n=156$)、40歳以上($n=136$)という保育士の年齢区分ごとに整理したのが表5である。その平均値に対して、因子ごとに、年齢を被験者間変数とする分散分析を実施した。年齢の主効果が有意だった因子に対しては、Bonferroniによる多重比較を行った。下位検定の結果(5%水準未満)を表5の右欄に示した。

(1)組織内連携

全ての因子に有意な年齢の主効果が認められた。「報告と協議」因子($F_{(3,459)}=5.13, p<.01$)はすべての群で評定平均値4を超えておりその役割行動を果たすことができるという遂行評価は高いことが示されていた。ただし、隣接する年齢群との間には有意差が認められないが、25歳以下の保育士群が30歳以上39歳以下の保育士群と40歳以上の保育士群より有意に低いことが示された。「管理者との協議」因子($F_{(3,459)}=6.47, p<.001$)も同様のパターンを示しており、隣接する年齢群との間には有意差が認められないが25歳以下の保育士群が40歳以上の保育士群よりも有意に低いことが示された。「個人の意思決定による通告」因子($F_{(3,459)}=4.68, p<.01$)は、すべての群の評定平均値が3未満であり他の因子に比べて遂行できるとの評価が低いことを読み取ることができる。全体的に低いなかで40歳以上の保育士群が26歳以上29歳未満の保育士群よりも有意に高いことが示された。「体制整備」因子($F_{(3,459)}=5.36, p<.001$)に関しても隣接する年齢群との間には有意差が認められないが、25歳以下の保育士群が40歳以上の保育士群よりも有意に低いことが示された。

(2)専門職連携

「保育所の役割理解」因子($F_{(3,458)}=7.58, p<.001$)については全般的に評定平均値が3.5以上であり回答の中央値を超えていることから周知されている傾向が読み取れる。隣接する年齢群との間には有意差が認められないが25歳以下の保育士群が30~39歳の保育士群と40歳以上の保育士群よりも有意に低く、26歳以上29歳未満の保育士群が40歳以上の保育士群よりも有意に低いことが示された。「関係機関・関係者の理解」因子($F_{(3,458)}=11.44,$

表 4. 専門職連携の評価項目の探索的因子分析結果

No.	項目内容	F 1	F 2	F 3	F 4	F 5	F 6
因子 1：関係機関・関係者の理解 ($\alpha = .92$)							
7	児童虐待防止において、主任児童委員や民生委員児童委員が、どのような役割を果たしているかを知っている。	.915					
8	児童虐待防止において、要保護児童対策地域協議会がどのような役割を果たしているかを知っている。	.883					
6	児童虐待防止において、市区町村の関係部署にいる保健師がどのような役割を果たしているかを知っている。	.844					
5	児童虐待防止において、児童相談所の児童福祉司がどのような役割を果たしているかを知っている。	.809					
9	保育所にいる子どもの親から深刻な相談(生活苦、多重債務、DV など)を受けた場合、どういう関係機関を紹介したらよいかを知っている。	.645					
3	児童虐待防止における各関係機関の役割や支援の流れを知っている。	.535					.346
因子 2：関係機関との協働と親への対応 ($\alpha = .90$)							
28	関係機関や要保護児童対策地域協議会と支援計画を取り決め、それに基づいて、園での子ども・家族支援を行う。	.866					
29	見守りをしている子どもや親の状態を、関係機関の人にも把握できるように記録する。	.799					
26	虐待などで見守りをしている親や子どもに、何か変わった様子があれば、その都度、市区町村の担当に(再)連絡・相談する。	.781					
27	見守りをしている親や子どもに、何か変わった様子があれば、客観的な記録に基づいて、市区町村の担当に連絡・相談する。	.736					
30	要保護児童対策地域協議会に、保育所としての立場から参加を求められた場合、子どもや親の状況を説明したり、意見を述べる。	.607					
24	見守りをしている親に対して、基本的な生活面(離乳食、洗濯、清潔保持など)での支援・指導を行う。	.539					
25	見守りをしている親に対して、毎日、登園できるように何らかの働きかけや支援を行う。	.461					
23	見守りをしている親が、悩みを相談した時に、じゅうぶん話を聴いて対応する。	.458	.318				
因子 3：子供への対応 ($\alpha = .89$)							
21	見守りをしている子どもで、特に衝動的な行動を示している子どもを保育を通して支援する。	.851					
20	見守りをしている子どもに、保育を通して基本的な生活習慣(身辺自立、食事、遊び)を身につけるよう指導する。	.905					
22	見守りをしている子どもの状況に応じた保育を実施するために個別の計画を作成するなど適切な対応を図る。	.539					
19	見守りをしている子どもに、保育場面で安心して生活できるように環境(物的、人的)を構成する。	.833					
因子 4：虐待の発見 ($\alpha = .80$)							
12	虐待を受けたと思われる子ども本人に、何があったのかを聴きとる。					.778	
11	親が子どもの状態(からだの外傷、行動や情緒面の変化)を説明しているとき、矛盾するところがないかに気をつけて聴きとる。					.721	
13	児童虐待や不適切な養育の兆候がみられる親や子どもには、どのような背景があるのかを想像する。				.669		
10	子どもに不審な傷やアザを発見した場合、その場ですぐに傷やアザの経緯を親に尋ねる。			.591			
14	子どもに不審な傷やアザを発見した場合には、日付、時間や部位、親の説明などを記録する。			.409			
因子 5：通告の意義理解 ($\alpha = .82$)							
17	親や子どもに関する情報をいろいろな関係機関と共有するためにも、市区町村の担当窓口へ通告したほうがよいことを知っている。					.924	
16	児童虐待を発見した場合に通告する機関のひとつに、市区町村の担当窓口(子育て支援課、子ども健康課など)があることを知っている。				.880		
18	市区町村の担当窓口や児童相談所への通告は、関係機関・関係者による「支援の始まり」であることを理解している。			.632			
15	保育所から通告する場合、虐待であるかを確認・判断する義務はなく、速やかに通告する義務があることを知っている。			.529			
因子 6：保育所の役割理解 ($\alpha = .72$)							
2	虐待などで支援が必要な子どもや親を毎日、観察することができ、かわりをもつことができる大切な場が保育所であることを理解している。					.808	
4	保育所における児童虐待防止は、「多職種の関係者が協働して協働して対応することが原則であること」を理解している。			.576			
1	虐待や不適切な養育の兆候がある子どもの安否確認や育ちを大切にするために、保育所に入所を依頼されることがあることを知っている。			.507			
		因子相関行列	F 2	.521			
			F 3	.361	.675		
			F 4	.450	.632	.545	
			F 5	.551	.513	.381	.399
			F 6	.514	.495	.309	.406
						.554	

注：因子負荷量が.30未満の数値は表から削除した。

$p < .001$)については、評定平均値が中央値の前後であり理解度が低い傾向にあると読み取れた。下位検定では、25歳以下の群と26歳以上29歳以下の保育士群が、30歳以上39歳以下の保育士群及び40歳以上の保育士群よりも有意に低いことが示された。「虐待の発見」因子($F_{(3, 459)} = 2.03, ns$)には有意な年齢群の主効果は認められなかった。「通告の意義理解」因子($F_{(3, 459)} = 7.84, p < .001$)についてもすべての評定平均値が回答の中央値を超えており周知されている傾向が読み取れ、25歳以下の保育士群と26歳以上29歳以下の保育士群が40歳以上の保育士群よりも有意に低いことが示された。「子供への支援」因子($F_{(3, 459)} = 4.64, p < .01$)と「関係機関との協働と親への支援」因子($F_{(3, 459)} = 6.50, p < .001$)は、40歳以上の保育士群が25歳以下の保育士群と26歳以上29歳未満の保育士群よりも有意に高く評価していることが示された。

なお各年齢群において専門職連携実践の下位尺度である「関係機関・関係者の理解」は他の下位尺度と比較して有意に低く、その自己評価は評定の中央値に留まっていることが示された。このことは、保育所の役割を理解しており、通告の意義も理解し、関係機関との協働で親への支援をできると自己評価していても、実際に協働する関係機関・関係者の理解が十分に育っていないことを示していると考えられる。実際、通告の抵抗感についての評定値を目的変数、専門職連携の下位尺度を説明変数とする重回帰分析を実施したところ、説明変数が有意に目的変数を予測することが示され($F_{(6, 454)} = 2.26, p < .05$)、保育所の役割理解が有意に通告抵抗感を抑制することが示された($\beta = -.159, p < .01$)が、関係機関・関係者の理解($\beta = .129, p < .05$)は通告の抵抗感を高め

ることが示された。つまり、専門職連携の理解状態によっては必ずしも通告の抵抗感を低めることにはならない可能性を示唆しており、ここに教授的介入を施すことによって通告の抵抗感がどのように変化するかを確認する必要があると考えられる。

4. 本論文の調査結果に基づく研修・養成教育のプログラムコンテンツの作成

以上の分析結果に基づき、現職の保育士研修や保育士を志望する学生への養成教育に利用するためのプログラムコンテンツ(教材)を作成した。それは、専門職連携を支える保育所の組織内連携と関係機関・関係者との専門職連携の全体像を理解し、各プロセスに応じた知識を備え対応行動を行えるかを自己チェックするためのワークシートである。なお、本研究での調査で用いた質問項目の中で、知識や理解状態を尋ねる項目を「知っている」「理解している」という表現によって回答を求めたが、このワークシートでは、「知る」「理解する」のように一般的理解目標の表現に修正した。図1に組織内連携、図2に専門職連携のワークシートを提示した。

組織内連携のワークシートのチェック項目は探索的因子分析において抽出された因子ごとの項目である。またこのワークシートは、通告に至るまでの組織内コミュニケーションの流れと、通告に至らない場合の保育士の対応行動を提示している。なお図1の中央にある点線の枠は、管理者(保育所長や児童虐待防止の責任者)が通告を躊躇した際に、管理者との協議において求められる保育士の対応行動の根拠となる考えや行動を示している。アセスメントの麻痺とは、Reder & Duncan(1999/2005)

表5. 組織内連携と専門職連携の因子ごとの評定平均値(SD)

因子名		25歳以下 ($n=75$)	26~29歳 ($n=96$)	30~39歳 ($n=156$)	40歳以上 ($n=136$)	下位検定結果 ¹⁾ ($p < .05$)
組織内連携	報告と協議	M 4.11 (SD) (0.65)	4.18 (0.64)	4.36 (0.58)	4.40 (0.62)	30, 40>25
	管理者との協議	M 3.53 (SD) (0.81)	3.72 (0.72)	3.79 (0.81)	4.00 (0.74)	40>25; 40>26
	個人の意思決定による通告	M 2.70 (SD) (1.00)	2.52 (1.00)	2.68 (0.94)	2.99 (1.00)	40>26
	体制整備	M 3.36 (SD) (0.88)	3.53 (0.76)	3.59 (0.81)	3.81 (0.84)	40>25
専門職連携	保育所の役割理解	M 3.63 (SD) (0.83)	3.79 (0.77)	4.05 (0.81)	4.09 (0.79)	40>25, 26; 30>25
	関係機関・関係者の理解	M 2.86 (SD) (0.70)	2.64 (0.79)	3.00 (0.84)	3.26 (0.85)	30, 40>25, 26
	虐待の発見	M 3.66 (SD) (0.65)	3.60 (0.64)	3.76 (0.59)	3.80 (0.71)	ns
	通告の意義理解	M 3.64 (SD) (0.80)	3.52 (0.95)	3.90 (0.85)	4.02 (0.84)	30, 40>26; 40 >25
	子供への対応	M 3.83 (SD) (0.71)	3.79 (0.71)	3.89 (0.64)	4.09 (0.65)	40>25, 26
	関係機関との協働と親への対応	M 3.74 (SD) (0.70)	3.67 (0.60)	3.83 (0.63)	4.02 (0.64)	40>25, 26

1) 25=25歳以下, 26=26~29歳, 30=30~39歳, 40=40歳以上である。

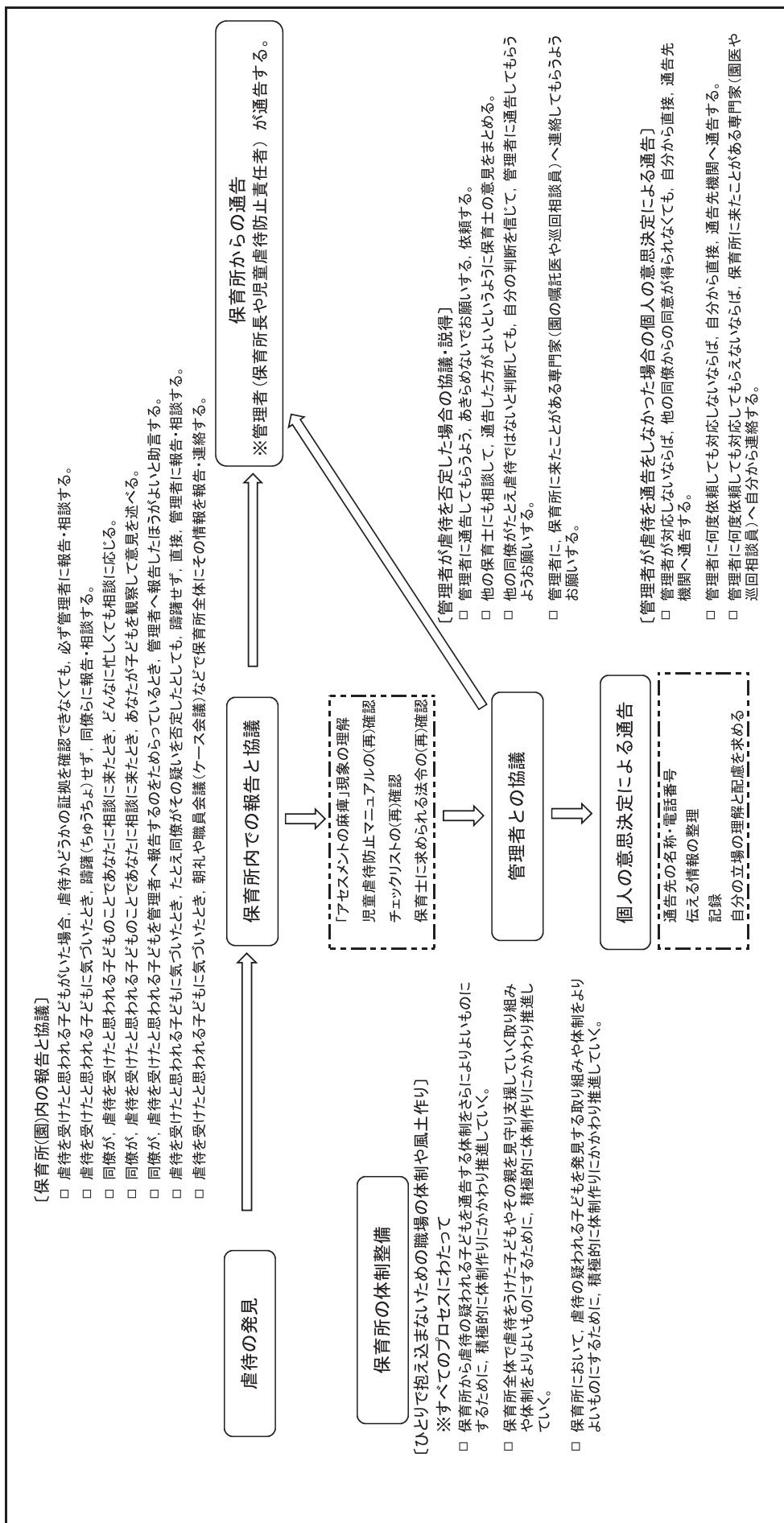


図1. ワークシート 児童虐待防止において専門職連携実践を支える保育所の組織内連携の自己チェック

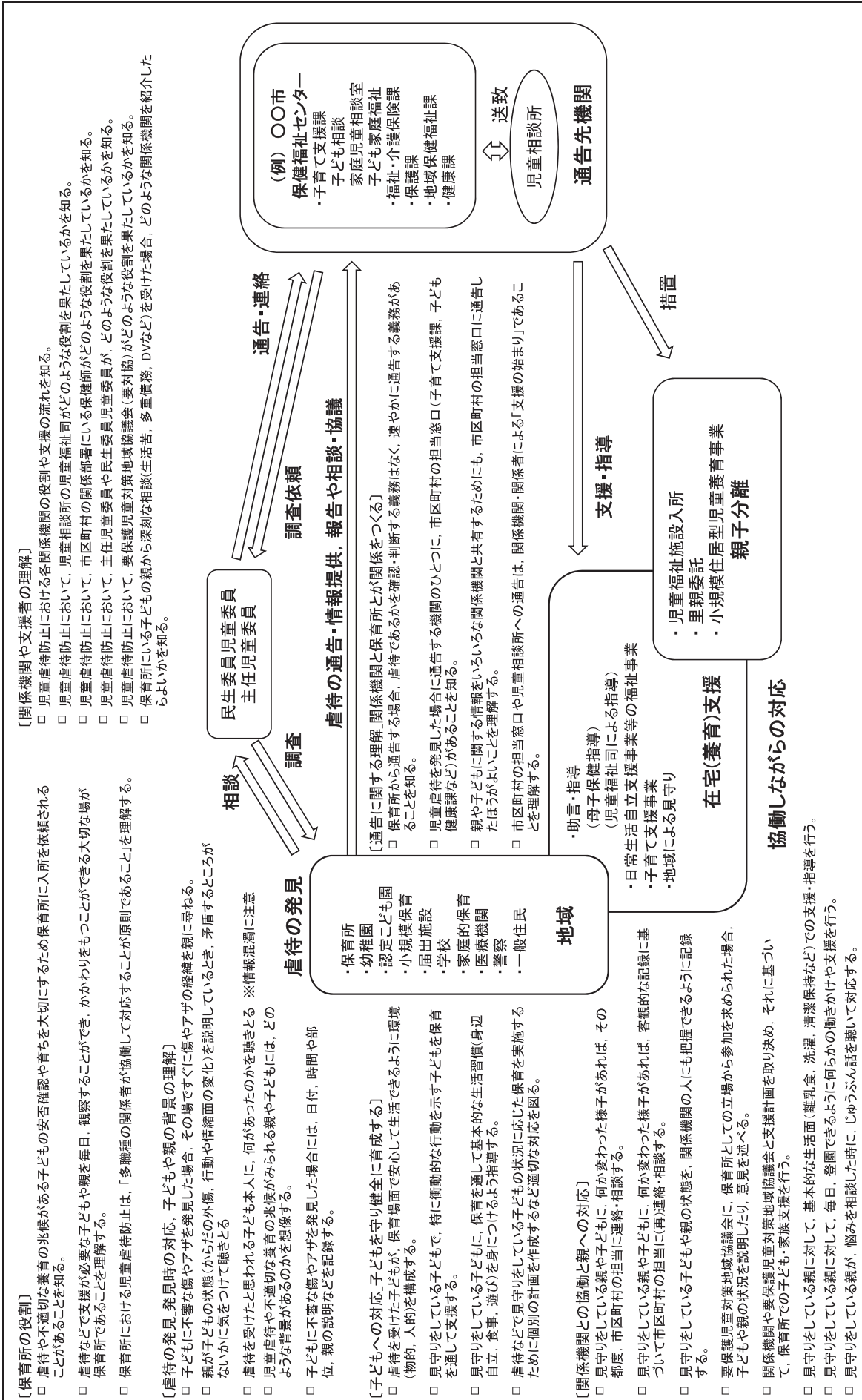


図2. ワークシート 児童虐待防止において保育所に求められる専門職連携の自己チェック

が提唱した現象であり、精神保健の問題を持つ親のニーズと並行して子どものニーズを十分に考えることができなくなることを意味する。たとえば、親が保育士の支援により子育ての態度や行動を肯定的に変化させたとしても、その変化が必ずしも子供や子育ての安定をもたらすわけではなく、その反対に子供の安全に関する保育士側のアンテナの感受性を麻痺させてしまうことがある。このようなことから通告を回避してしまうことが危険であることを管理者に伝えるためにもアセスメントの麻痺の考えを理解することが重要となるだろう。また、園にある虐待防止のマニュアルを確認し、笠原(2011)でも指摘したようにチェックリストを確認することによっても、管理者・保育士の虐待に対する素朴な知識を修正し、先に述べたアセスメントの麻痺を防止することにもつながる。また児童福祉法や児童虐待の防止等に関する法律、保育所保育指針などに記載された虐待発見時の対応等も参考にすることができる。

一方、図1の中央下部に提示した点線の枠は、管理者が通告を回避し保育士が単独で通告先機関へ通告する際に確認すべき事項を示した。特に通告を回避した管理者が保育士を業務命令の順守違反として誤って指導することも考えられるため、通告を決定し実行した保育士が、関係機関の担当者にその旨を相談することも教育内容として提示することが必要であると思われる。

図2は専門職連携を理解しチェックするためのワークシートである。図は、虐待の発見の場、民生委員児童委員・主任児童委員への相談や彼らによる調査、通告先機関、親子分離や在宅養育支援という協働しながらの対応という一連の連携の流れを示した。このように示すのは、保育士や学生に通告をすれば保育士としての児童虐待防止の役割が終わるわけではなく、通告によって多様な支援が始まり、保育所と関係機関・関係者や地域の支援者が円環的に対応することを視覚化するためである。

5. 今後の課題

図1や図2のプログラム・コンテンツをこれまでの保育士対象の調査結果に基づき作成した。今後は、これらのコンテンツを用いた教授的介入が保育士らの虐待防止に関する不安を低減するのかを検証する必要がある。それと同時に、これらのコンテンツやチェックリストなどは、あくまでも保育士らの悩みや困難を解消するための人工物・道具であり、常に検証・改変していくものである。今後も、これらの人工物以外に、保育士らがどのような方向づけのベースを作り上げてきたのかを丹念に収集し、研修や養成教育に利活用できる教材として、抽出・作成し、その効果を検証するという円環的な取り組みが求められるだろう。

引用文献

- Engeströme, Y. (2010). 変革を生む研修のデザインー仕事を教える人への活動理論(松下佳代・三輪健二, 監訳). 鳳書房.
- 笠原正洋. (2009). 場面提示法を用いた保育士養成校学生の虐待発見, 報告及び通告の意思決定に関する研究. 中村学園大学・中村学園大学短期大学部研究紀要, 41, 35-41.
- 笠原正洋. (2011a). 保育所や幼稚園における児童虐待発見のためのチェックリストの作成. 発達支援センター紀要, 2, 13-23.
- 笠原正洋. (2011b). 福祉行政経験をもつ保育士が語る児童虐待防止での協働の実態と課題. 日本発達心理学会第22回大会論文集, 61.
- 笠原正洋. (2015). 保育所に勤務する保育士の児童虐待防止に関する対応行動評価尺度作成の試み. 中村学園大学発達支援センター研究紀要, 6, 1-11.
- 笠原正洋・加藤和生. (2010). 保育所での児童虐待防止活動に関する保育士の自己効力感尺度作成の試み. 子どもの虐待とネグレクト, 12(1), 131-139.
- King G, Reece R, Bendel R, Patel V. (1998). The effects of sociodemographic variables, training, and attitudes on the lifetime reporting practices of mandated reporters. *Child Maltreat*, 3(3), 276-283.
- 久保真人・田尾雅夫. (1994). 看護婦におけるバーンアウト・ストレスとバーンアウトとの関係ー. 実験社会心理学研究, 34, 33-43.
- Reder, P. & Duncan, S. (2005). 子どもが虐待で死ぬとき一虐待死亡事例の分析. (小林美智子・西澤哲, 監訳). 東京: 明石書店. (Reder, P. & Duncan, S. (1999). *Lost Innocents. A follow-up study of fatal child abuse.*)
- 齋藤友介. (2000). 保育士の働きがいと及ぼす保育者効力の影響. 保育学研究, 38(2), 26-32.

付記

本研究は、科学研究費補助金の助成を受けて行われました(基盤研究(C)(一般), 課題番号: 19530881, 研究課題名: 保育者用の児童虐待防止活動包括プログラムの作成, 研究代表者: 笠原正洋, 研究期間: 平成22年~24年)。調査にご協力いただいた関係者、保育士の皆様に心より感謝申し上げます。